排出量取引の運用に関する専門家委員会運営要領

１．事務局は、東京都環境局が務める。

２．委員会の議事は、非公開とする。

３．東京都は、委員会における審議の内容等を、委員会終了後、適当と認める方法により、公表することができる。

４．東京都は、審議の内容等を公表する際は、委員会において配布された資料（委員会名簿を含む。）も併せて公表することができる。

５．東京都は、委員会の議事要旨については、これを作成し、公表することができる。ただし、発言については、委員が特定されないよう配慮する。

６．委員は、委員会における審議の内容、配布された資料、議事要旨等を、第三者に漏洩してはならないものとする。

７．利害相反の回避のため、委員は排出量取引及び排出量取引の仲介等を行わないものとする。